

第67回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
東テックグループ本社10階
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 議案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件
 - 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

新型コロナウイルス感染症に対する株主の皆さまの安全確保及び感染症拡大防止のために、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

第67回定時株主総会を6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第67期の事業の概況につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 **長尾 克己**



目次

第67回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	
株主総会参考書類		企業集団の現況	24
第1号議案 剰余金処分の件	6	会社の現況	32
第2号議案 定款一部変更の件	8	連結計算書類	43
第3号議案 取締役8名選任の件	10	計算書類	46
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件	18	監査報告	49
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	22		

株主各位

証券コード 9960

2022年6月6日

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号

東テク株式会社

代表取締役社長 長尾 克己

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応とお願い】

- ・株主様の安全確保のためにも、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、体温測定や消毒液の使用、マスクの着用につきましてご協力いただく場合があります。また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 東テクグループ本社10階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 ※新型コロナウイルス感染症に対する株主様の安全確保及び感染症拡大防止のために、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.totech.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（郵便局）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

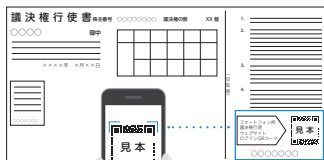
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

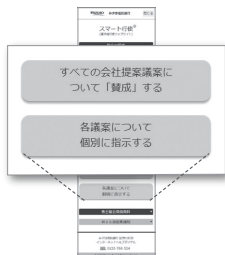
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

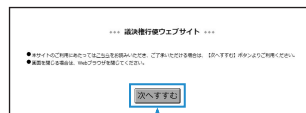
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

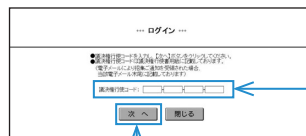
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

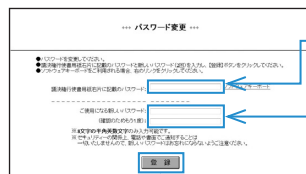
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- **配当財産の種類**
金銭
- **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金 122円
配当総額 1,668,449,308円
- **剰余金の配当が効力を生じる日**
2022年6月27日

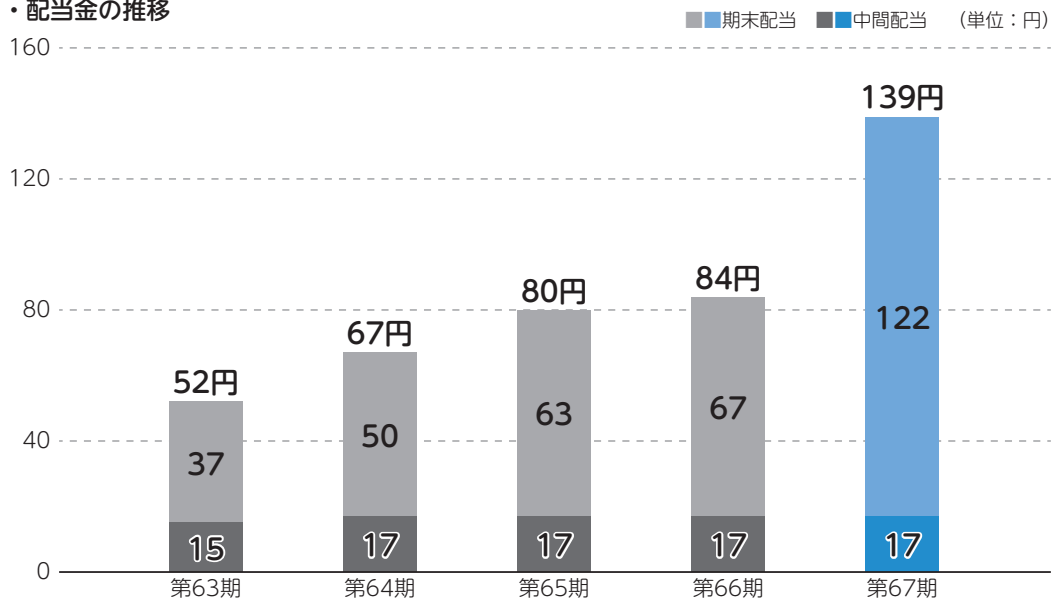
2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- **減少する剰余金の項目とその額**
繰越利益剰余金 2,000,000,000円
- **増加する剰余金の項目とその額**
別途積立金 2,000,000,000円

<ご参考>

・配当金の推移



・当社の配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけており、効果的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。その具体的な指標として連結配当性向40%を目安におき、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) ガバナンス向上のため、取締役会議長をあらかじめ取締役会において定めた取締役が務めることのできる体制とするものであります。（変更案第22条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは</u>、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定める取締役に差支えがあるときは</u>、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>(<u>附則</u>)</p> <p>(<u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第13条（<u>電子提供措置等</u>）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	くさの ともゆき 草野 和幸	取締役会長	再任
2	ながお かつみ 長尾 克己	代表取締役社長	再任
3	かねこ きよたか 金子 清貴	取締役常務執行役員 営業本部長兼グループ経営戦略室長	再任
4	こやま かおる 小山 馨	取締役常務執行役員 計装事業統括部長	再任
5	くわの かずひろ 桑野 和博	取締役常務執行役員 空調事業統括部長	再任
6	さいとう せいけん 斎藤 政賢	社外取締役	再任 社外 独立
7	かみお だいち 神尾 大地	社外取締役 神尾綜合法律事務所 所長	再任 社外 独立
8	うさみ あつこ 宇佐美 敦子	社外取締役 税理士法人山田&パートナーズ 社員	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

く さ の と も ゆ き
草野 和幸 (1932年5月19日生)

所有する当社の株式数…………… 392,068株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1955年 7月	当社設立	1980年 6月	当社代表取締役副社長
1958年 1月	当社取締役	1982年 5月	当社代表取締役社長
1965年 5月	当社常務取締役	2006年 6月	当社代表取締役会長
1972年 6月	当社専務取締役	2021年 6月	当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の設立当初から長年にわたって当社事業と経営全般に携わっており、当社事業を熟知しているほか、当社グループの強固な事業基盤の構築に貢献してきた実績と経営者としての豊富な経験を有しております。その幅広い人脈と高い見識を生かし、今後も当社グループにおける経営判断、業務執行の監督及び当社グループの統括を行うことを通じて、当社の企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

な が お か つ み
長尾 克己 (1953年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 5月	当社入社 水戸出張所所長	2003年 6月	当社取締役本社営業開発部長兼本店長
1991年 4月	当社本店空調 1 部次長	2004年 4月	当社取締役東日本営業統括本部長兼本店長
1994年 4月	当社本店空調 1 部部长	2006年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2002年 4月	当社執行役員本社営業開発部長		

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長に就任して以来、経営者としての豊富な経験と幅広い人脈、力強いリーダーシップにより、当社グループの成長を牽引してまいりました。取締役として業務執行の監督や重要事項の決定に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を実現するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

かね こ きよ たか
金子 清貴 (1964年4月24日生)

所有する当社の株式数…………… 100株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1988年4月	株式会社東芝入社	2018年7月	アイ・ビー・テクノス株式会社入社
2011年1月	東芝アジア・パシフィック社出向 (シンガポール)		執行役員営業本部長
		2019年4月	同社代表取締役社長
2013年10月	株式会社東芝コミュニティソリューション事業部グローバルソリューション技術部部长	2021年4月	当社入社 常務執行役員営業本部長 兼グループ経営戦略室長
2016年4月	同社事業開発センター総合エンジニアリング部部长	2021年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長 兼グループ経営戦略室長(現任)

取締役候補者とした理由

ビルオートメーションシステムや省エネソリューション等の分野において長年にわたり国内外で活躍し、豊富な業務経験を有しております。過去には当社グループ会社であるアイ・ビー・テクノス株式会社の代表取締役社長を務めたほか、現在は当社の営業本部長兼グループ経営戦略室長として当社グループの事業推進に尽力しております。業務経験と経営全般に関する高い見識を生かし、当社の企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

こ やま かおる
小山 馨 (1955年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 43,963株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1978年4月	当社入社	2016年7月	当社上席執行役員大阪支店長
2001年4月	当社大阪支店TAシステム営業部長	2018年4月	当社上席執行役員計装事業統括部長
2007年4月	当社大阪支店TAシステム統括部長	2018年6月	当社取締役計装事業統括部長
2010年4月	当社大阪支店長	2019年4月	当社取締役常務執行役員計装事業統括部長 (現任)
2014年4月	当社執行役員大阪支店長		

取締役候補者とした理由

当社に入社して以来、長年にわたり計装事業に携わるほか、重要拠点の長として経営管理に従事した経験を有しております。現在は計装事業統括部長として計装事業部門を統括しており、責任者として優れた経営管理能力を発揮しております。当社における計装事業分野の豊富な経験と拠点長を務め培った経営経験を生かし、当社グループの企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

くわ の かず ひろ
桑野 和博 (1958年5月6日生)

所有する当社の株式数…………… 17,500株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年4月 当社入社
2004年4月 当社新潟支店支店次長
2010年4月 当社本店空調統括部副統括部長
2011年4月 当社東北支店長
2015年4月 当社執行役員本店長

2016年4月 当社執行役員九州支店長
2019年4月 当社常務執行役員東京空調事業部長
2020年4月 当社常務執行役員空調事業統括部長
2021年6月 当社取締役常務執行役員空調事業統括部長
(現任)

取締役候補者とした理由

当社の本店をはじめとする重要拠点の長を歴任し、長年にわたり拠点経営に従事した経験を有しております。現在は空調事業統括部長として空調事業部門を統括しており、責任者として優れた経営管理能力で当社を牽引しております。当社事業における豊富な経験と数々の拠点長を務め培った経営経験を生かし、当社グループの企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

さい とう せい けん
斎藤 政賢 (1952年9月15日生)

所有する当社の株式数…………… 7,400株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年4月 東京建物株式会社入社
2000年1月 同社開発企画部長
2002年1月 同社住宅事業第一部長
2005年3月 同社取締役住宅情報開発部長
2007年3月 同社常務取締役

2011年6月 東京ビルサービス株式会社代表取締役社長
2013年6月 東京不動産管理株式会社代表取締役社長
2016年6月 当社社外取締役(現任)
2020年1月 東京建物株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ビルメンテナンス業及び総合不動産業を営む複数の事業会社の経営者を歴任しており、当社の経営に対してその幅広い見識を生かした監督・助言をいただいております。2021年12月から発足した当社の指名・報酬委員会の委員長にも就任いただいております、これまで以上に深く当社のガバナンス向上に資する監督・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

かみ お だい ち
神尾 大地 (1980年2月10日生)

所有する当社の株式数…………… 4,800株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2009年12月 弁護士登録
 2010年1月 野村総合法律事務所入所
 2013年6月 当社社外監査役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 2016年5月 神尾総合法律事務所所長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊かな見識を生かし、当社の経営について法務分野を中心として有意義な提言をいただいております。過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、今後も専門的な観点から当社の経営に対して監督、助言をいただくこと、また指名・報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場から当社ガバナンスの向上への関与・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

8

う さ み あつ こ
宇佐美 敦子 (1960年3月9日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年9月 山田&パートナーズ会計事務所入所
 （現 税理士法人山田&パートナーズ）
 2007年7月 国税不服審判所国税審判官
 2013年1月 税理士法人山田&パートナーズ社員（現任）
 2019年1月 同税理士法人代表社員
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士法人の代表社員、国税不服審判所国税審判官などの豊富な経験と幅広い知見を有しており、税理士としての発言に留まらず、当社の経営に有意義な提言をいただいております。今後も専門的な観点から当社の経営に対して監督、助言をいただくこと、また指名・報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場から当社ガバナンスの向上への関与・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏は社外取締役候補者であります。
3. 斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって斎藤政賢氏が6年、神尾大地氏が7年、宇佐美敦子氏が1年であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、現在斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏と責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要は33頁に記載のとおりであります。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 当社は、現在斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<取締役候補者および監査役のスキル・マトリックス>

当社では取締役および監査役が備えるべきスキルについて、企業経営の基本となる「企業経営・経営戦略」「グローバル」「財務・会計」「法務・ガバナンス」「サステナビリティ」に加え、当社の事業分野における「営業・マーケティング」「技術」を必要なスキルと認定しております。

本議案が承認された場合、当社の取締役および監査役が有する主なスキルの一覧は以下のとおりとなります。なお、本一覧は取締役および監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	グローバル	財務・会計	法務・ ガバナンス	サステナビリティ	営業・ マーケティング	技術
草野 和幸	取締役会長	○			○		○	○
長尾 克己	代表取締役社長	○	○		○	○	○	○
金子 清貴	取締役常務執行役員	○	○		○	○	○	○
小山 馨	取締役常務執行役員	○					○	○
桑野 和博	取締役常務執行役員	○					○	○
斎藤 政賢	社外取締役	○	○				○	
神尾 大地	社外取締役		○		○			
宇佐美 敦子	社外取締役		○	○		○		
市川 勝	常勤監査役			○	○		○	
鈴木 竹夫	社外監査役		○	○		○		
荒田 和人	社外監査役			○	○	○		

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（* 1）又はその就任の前の10年間においてそうであった者
2. 当社グループを主要な取引先（* 2）とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（* 2）又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先（* 3）の業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（* 4）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
6. 当社グループの主要株主（* 5）又はその業務執行者
7. 当社グループが主要株主（* 5）となっている者又はその業務執行者
8. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
9. 過去3事業年度において、上記2. ～8. に該当する者
10. 独立役員としての通算の在任期間が12年を超える者
11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等以内の親族
12. その他、当社グループと利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を遂行することができない特段の事情を有している者

* 1：「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

* 2：「主要な取引先」とは、当社グループが直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%を超える支払をしている又は支払を受けている取引先をいう。

* 3：「主要な借入先」とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、その借入金残高が当事業年度末において当社グループの連結総資産の2%を超えるものをいう。

* 4：「多額の金銭その他の財産」とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上のもの、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入金額の2%を超えるものをいう。

* 5：「主要株主」とは、直近事業年度末において総議決権割合の10%以上を保有する株主をいう。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度 および譲渡制限付株式報酬制度導入の件

この度、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大に対するインセンティブの付与並びに株主の皆様とのより一層の価値共有を目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、年次賞与（業績連動金銭報酬）及び自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）を含む役員報酬制度を新たに導入いたします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は現行通り8名（うち社外取締役3名）となります。

また、第5号議案「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」を原案通りご承認いただいた場合、本株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止いたします。

1. 年次賞与（業績連動金銭報酬）について

本議案に基づき導入する年次賞与は、短期的なインセンティブの付与を目的として、各事業年度の連結業績に係る目標達成度等に応じて変動する金銭報酬で、年1回、対象取締役に対して支給するものであります。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、この年次賞与は、基本報酬（固定金銭報酬）と合わせて当該報酬等の額の枠内にて、対象取締役に支給することといたします。

年次賞与の支給額は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づく各対象取締役の個人評価を加味して算定いたします。また、連結業績の目標達成度を測る指標には、当社グループの事業規模とターゲット市場における占有度を示す「連結売上高」と当社グループの経常的な収益力を表す「連結経常利益」を採用いたします。

当社では、役員の指名及び報酬決定に係る客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しておりますが、各対象取締役に対する年次賞与の支給額は、かかる指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

2. 対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬

本議案に基づき導入する自社株報酬は、各事業年度、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当て、これを後述する譲渡制限期間にわたり保有させるものであります。具体的には、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結した上で、取締役会決議に基づき金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、譲渡制限が付された当社の普通株式を当該対象取締役に対して発行又は処分いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、上記「1. 年次賞与（業績連動金銭報酬）について」でも記載の通り年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、自社株報酬を導入するにあたり、自社株報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

また、各事業年度において、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年40,000株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整するものといたします。

なお、対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

当社と対象取締役との間で締結する本割当契約の内容の概要は以下の通りです。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を以下の内容に変更する予定です。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個々の取締役の報酬の決定に際して、各役位・職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

具体的には、常勤取締役の報酬は、基本報酬としての固定金銭報酬と、各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬、また、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する譲渡制限付株式報酬とを組み合わせた体系としております。

報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として固定金銭報酬が65%~75%、業績連動金銭報酬が15%~20%、譲渡制限付株式報酬が10%~15%とし、上位の役位ほど業績連動金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合が高くなるように設計しております。

また、当社の取締役の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、各役位・職責に応じて適切に設定しております。

その他に、株主の皆様と意識を共有し企業価値向上に向けた継続的インセンティブとなるよう株式累積投資制度を導入しており、各役位・職責に相応しい自社株式の取得及びその継続的な保有を行っております。

なお、経営の監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定金銭報酬のみを支給しております。

2. 固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、上記「1. 基本方針」に記載の割合に基づき算定した金額を、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、毎月固定額を支給します。

3. 業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、上記「1. 基本方針」に記載の割合に基づき算定した金額を、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づく各取締役の個人評価を加味して算定します。また、連結業績の目標達成度を測る指標には、当社連結売上高および連結経常利益を採用することとします。業績連動金銭報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給します。

4. 譲渡制限付株式報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の譲渡制限付株式報酬は、上記「1. 基本方針」に記載の割合に基づき算定した金額を、支給日以前における一定期間の平均株価で割って算出した株式数を参考値として、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、毎年7月に交付することとしております。また、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役等を退任する日までの期間としております。

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する報酬は固定金銭報酬と業績連動金銭報酬のみとする場合があります。譲渡制限付株式報酬の交付対象者については、指名・報酬委員会による諮問を経て、取締役会にて決定します。

第5号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

この度、当社は、第4号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件」に上程しております通り、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大に対するインセンティブの付与並びに株主の皆様とのより一層の価値共有を目的として新たな役員報酬制度を導入するため、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを2022年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。

退職慰労金制度の廃止に伴い、本総会終結後も引き続き在任されます取締役草野和幸氏、長尾克己氏、金子清貴氏、小山馨氏、桑野和博氏、斎藤政賢氏、神尾大地氏、宇佐美敦子氏、監査役市川勝氏、鈴木竹夫氏、荒田和人氏の11氏に対し、その在任中の労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給したいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給の時期は、取締役及び監査役を退任される時とし、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
草野和幸	1958年1月 当社取締役 1965年5月 当社常務取締役 1972年6月 当社専務取締役 1980年6月 当社代表取締役副社長 1982年5月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役会長 2021年6月 当社取締役会長（現任）
長尾克己	2003年6月 当社取締役 2006年6月 当社代表取締役社長（現任）
金子清貴	2021年6月 当社取締役（現任）

氏 名	略 歴
小 山 馨	2018年6月 当社取締役（現任）
桑 野 和 博	2021年6月 当社取締役（現任）
斎 藤 政 賢	2016年6月 当社社外取締役（現任）
神 尾 大 地	2015年6月 当社社外取締役（現任）
宇 佐 美 敦 子	2021年6月 当社社外取締役（現任）
市 川 勝	2015年6月 当社監査役（現任）
鈴 木 竹 夫	1994年6月 当社社外監査役（現任）
荒 田 和 人	2015年6月 当社社外監査役（現任）

以上

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業を中心に民間企業業績の改善が見られたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、断続的に経済活動が制限されたことによる個人消費の回復の遅れや原材料価格の高騰、また世界的な地政学リスクの上昇もあり、先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く建設業界におきましては、引き続き公共投資は堅調に推移し、民間建設投資においても持ち直しの動きが見られたものの、建設資材の価格高騰や納期遅延等の影響を受け、供給面で引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下で、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

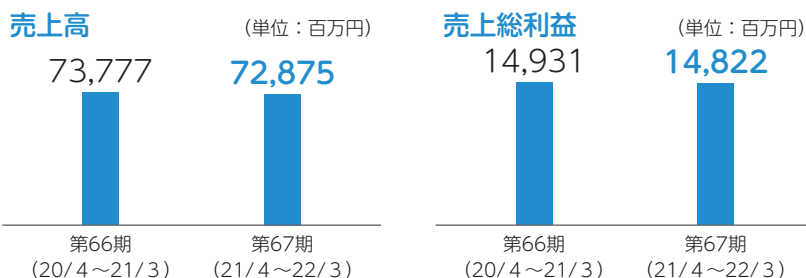
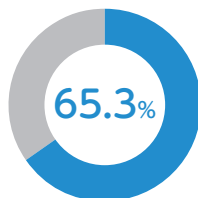
受注環境は良好であったものの全国的な半導体供給不足の影響により建設工事の一部に着工や進捗の遅延等が発生したことから、売上高は110,120百万円(前連結会計年度比0.4%増)にとどまりました。利益面につきましては、相対的に売上規模が大きく利益率の低い商品販売事業の売上高が減少し、一方で工事業は堅調に推移したため、人件費等の販売費及び一般管理費は増加したものの、営業利益は6,297百万円(前連結会計年度比2.0%増)となりました。経常利益につきましては為替差益の計上等により7,120百万円(前連結会計年度比4.6%増)となったものの、前期は特別利益に投資有価証券売却益を計上していることから、親会社株主に帰属する当期純利益は4,724百万円(前連結会計年度比1.5%減)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高は1,407百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ42百万円減少しております。

	第66期 (20/4~21/3)	第67期 (21/4~22/3)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	109,650	110,120	469	0.4%増
営業利益	6,176	6,297	120	2.0%増
経常利益	6,806	7,120	313	4.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,795	4,724	△70	1.5%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

商品販売事業 売上高 72,875百万円

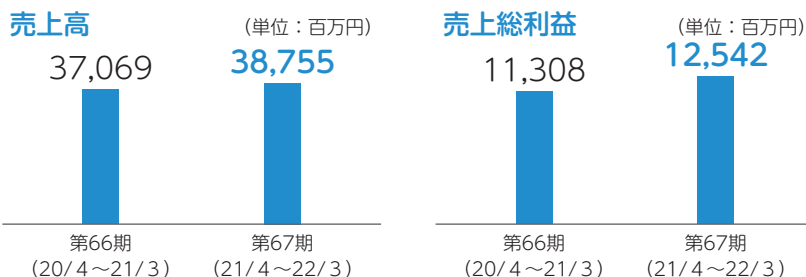
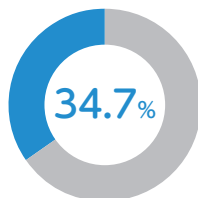
売上高構成比



商品販売事業におきましては、空調機器、制御機器、再エネ機器を中心とした設備機器の仕入・販売及びこれに関する据付け工事、アフターサービス等を行っております。都市部を中心とした大型再開発案件の受注進捗は順調だったものの、売上は翌期以降に順次計上されるため短納期案件の掘り起しに努めた結果、売上高は728億75百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。利益面では相対的に利益率の高い空調機器の保守メンテナンス需要が伸長したことにより売上総利益は148億22百万円（前連結会計年度比0.7%減）となりました。

工事業 売上高 38,755百万円

売上高構成比



工事業におきましては、計装工事のほか各種工事の設計・施工及び保守を行っております。主力の計装工事本体が短納期案件の需要減等による影響で売上高は387億55百万円（前連結会計年度比4.5%増）となったものの、相対的に利益率の高い計装システムの保守メンテナンス事業が伸長したことや、技術力の高い社員の育成が順調に進んでいることによる原価低減効果もあり、売上総利益は125億42百万円（前連結会計年度比10.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、主に連結子会社日本ビルコン(株)の東日本テクニカルセンター建設投資として1,029百万円及び基幹システム更新のために346百万円の設備投資を行なっております。

③ 資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

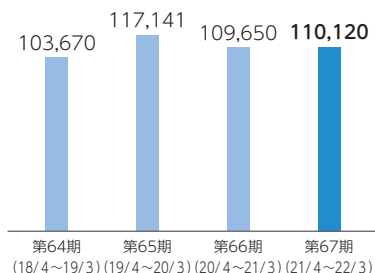
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

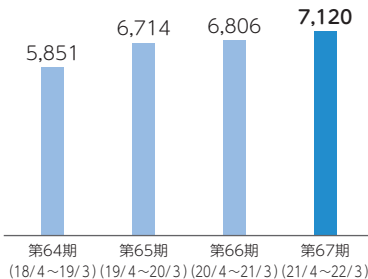
当社は2021年5月11日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月30日を効力発生日として、Quantum Automation Pte Ltd の株式を取得し、同社及びその子会社を当社の子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

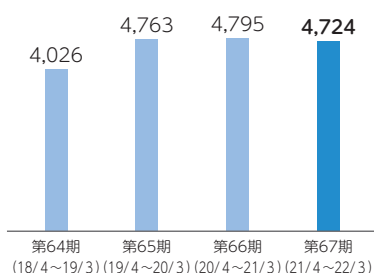
売上高 (単位：百万円)



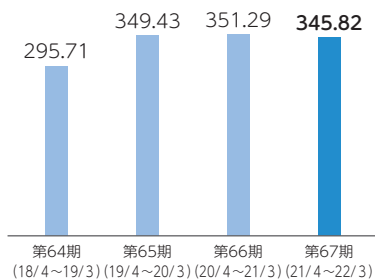
経常利益 (単位：百万円)



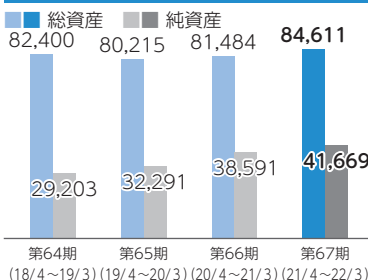
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



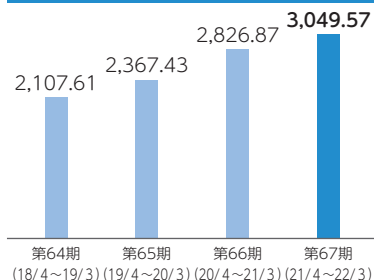
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第64期 (18/4~19/3)	第65期 (19/4~20/3)	第66期 (20/4~21/3)	第67期 (当期) (21/4~22/3)
売上高	(百万円)	103,670	117,141	109,650	110,120
経常利益	(百万円)	5,851	6,714	6,806	7,120
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,026	4,763	4,795	4,724
1株当たり当期純利益	(円)	295.71	349.43	351.29	345.82
総資産	(百万円)	82,400	80,215	81,484	84,611
純資産	(百万円)	29,203	32,291	38,591	41,669
1株当たり純資産額	(円)	2,107.61	2,367.43	2,826.87	3,049.57

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本ビルコン株式会社	100	100	空調機器の保守、管工事の施工
アイ・ビー・テクノス株式会社	50	100	計装工事の施工
東テク北海道株式会社	130	100	空調機器の販売・保守・管工事の施工
北日本計装株式会社	20	100	計装工事の施工
東テク電工株式会社	100	100	電気工事の施工
鳥取ビルコン株式会社	20	100	管工事の施工

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症関連ではオミクロン株を始めとする変異株への対応、ウクライナ問題の影響や資源高や人手不足等による社会・経済活動の停滞の影響から、当社グループを取り巻く経営環境も、当面の間は不透明な状況が続くと見込まれます。

かかる見通しの下、当社グループは持続的な成長へ向けて次の諸施策を推進してまいります。

① コア事業における中長期的な業績向上の実現

当社グループは、設備機器の販売及び計装工事、そして納入・施工後の保守、リニューアルまで、建物設備のライフサイクルに合わせた商品・サービスを提供しております。これまで以上に中長期的な業績向上を実現するため、市場環境の変化を踏まえた事業運営を着実に実行してまいります。また、必要に応じて事業ポートフォリオを見直し、持続的な成長と企業価値の向上に真摯に取り組んでまいります。

② カーボンニュートラル社会への貢献

2050年カーボンニュートラル実現は国際公約であり、国の政策もこれを後押ししていくことが想定されます。また、カーボンニュートラル実現に向け積極的に取り組んでいる企業の価値を高く評価する傾向が強まっており、グローバル企業を中心に、自社はもちろん取引先と一体となってカーボンニュートラルへの取組みを強化する流れが顕在

化しています。当社グループは、長年に渡り設備機器の制御と効率化や省エネ・創エネ事業によって環境問題に対応してまいりました。今後も高効率の設備機器の推進、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーシステムの普及、ESCO事業・各種省エネルギー補助金の活用などによる建物全体のエネルギー効率化に関するソリューションの推進、冷媒の適切な処理などを通じて、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

③海外事業の拡大

当社グループが持続的な成長を続けていくためには、高い経済成長と旺盛な建設需要が期待される東南アジア地域への進出と、それによる収益機会の拡大が重要であると認識しております。すでに事業を展開しているインドネシア現地法人の業容拡大に加え、2021年度にはベトナム現地法人の設立、シンガポールの計装工事会社の買収等を実現しました。今後はこれら3拠点の業績拡大を着実に図るとともに、マレーシアでの事業立上げやタイへの進出も積極的に検討してまいります。

④新規事業開拓への取組み

中長期的な業績向上策の一環として、新規事業の創出に積極的に取り組みます。これには当社グループ内のリソースに限定することなく、ダイナミックな事業環境の変化と技術革新の進展をキャッチアップすべく、社外のパートナー企業と連携したオープン・イノベーションを目指します。スタートアップ企業への投資も含め、新規事業の共創を推進してまいります。

⑤人材への投資

当社グループは多様な人材が集まり活躍できる企業グループを目指し、柔軟な働き方など、あらゆる人材の活躍を推進・支援するための制度の拡充や人材の確保・教育を強化し、全ての社員が力を最大限発揮できるような安心安全な職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ガバナンスの強化

2022年4月に東京証券取引所の市場構造が見直され、特にプライム市場上場企業には、これまで以上に高いガバナンス体制を構築・維持することが必須であると認識しております。当社グループは、全社的なリスク管理体制の整備とグループ全体での適切な内部統制の構築・運用状況の監督を着実に実行し、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまからの信頼に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは商品販売事業として空調機器、省エネ機器、制御機器の仕入・販売及びこれに関連する据付作業、アフターサービス等と、工事業業として計装・電気工事ほか各種工事の設計・施工を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区
支店	大阪(大阪市)、東北(仙台市)、新潟(新潟市)、横浜(横浜市)、九州(福岡市)
営業所	青森(青森市)、盛岡(盛岡市)、秋田(秋田市)、郡山(郡山市)、長野(長野市)、長岡(長岡市)、水戸(水戸市)、宇都宮(宇都宮市)、千葉(千葉市)、埼玉(さいたま市)、群馬(高崎市)、静岡(静岡市)、名古屋(名古屋市)、京都(京都市)、神戸(神戸市)、広島(広島市)、岡山(岡山市)、松山(松山市)、北九州(北九州市)、長崎(長崎市)、熊本(熊本市)、大分(大分市)、宮崎(宮崎市)、鹿児島(鹿児島市)、沖縄(那覇市)

② 子会社

名称	事業所・工場
日本ビルコン株式会社	本社(東京都墨田区)、他6支社・41営業拠点・4テクニカルセンター
アイ・ビー・テクノス株式会社	本社(東京都中央区)、他8営業所
東テック北海道株式会社	本社(札幌市)、他北海道内に5営業所・1サービスステーション
北日本計装株式会社	本社(八戸市)、仙台支店(仙台市)、他3営業所
東テック電工株式会社	本社(千葉市)
鳥取ビルコン株式会社	本社(鳥取市)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
商品販売事業	931 (13)	34 (△1)
工事業	1,180 (3)	255 (0)
全社 (共通)	308 (11)	43 (0)
合 計	2,419 (27)	332 (△1)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
1,019 (12)	+19 (△1)	41歳2カ月	12年0カ月

- (注) 1. 使用人数には、子会社などからの出向者が含まれております。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,382
株式会社三井住友銀行	2,848
株式会社三菱UFJ銀行	2,402

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 46,308,000株
- ② 発行済株式の総数 13,988,000株
- ③ 株主数 3,118名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本レイ株式会社	1,760	12.87
ダイキン工業株式会社	1,000	7.31
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	875	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	787	5.76
株式会社みずほ銀行	670	4.90
株式会社三井住友銀行	670	4.90
東テックグループ従業員持株会	648	4.74
住友商事株式会社	631	4.61
草野和幸	392	2.87
昭和鉄工株式会社	378	2.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	草野和幸	
代表取締役社長	長尾克己	
取締役	金子清貴	常務執行役員 営業本部長兼グループ経営戦略室長
取締役	小山馨	常務執行役員 計装事業統括部長
取締役	桑野和博	常務執行役員 空調事業統括部長兼東京空調事業部長
取締役	斎藤政賢	
取締役	神尾大地	神尾総合法律事務所 所長
取締役	宇佐美敦子	税理士法人山田&パートナーズ 社員
常勤監査役	市川勝	
監査役	鈴木竹夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
監査役	荒田和人	トモシアホールディングス(株) 常勤監査役 原田工業(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木竹夫氏及び荒田和人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木竹夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役荒田和人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏並びに監査役荒田和人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社と締結しております。D&O保険の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び子会社の取締役であり、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額を当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	325 (28)	236 (28)	83 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	46 (15)	37 (15)	9 (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	372 (44)	274 (44)	92 (-)	12 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において年額600百万円以内（但し、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役3名）です。
4. 監査役報酬限度額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
5. 基本報酬額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額55百万円（取締役9名に対し49百万円（うち社外取締役3名に対し3百万円）、監査役3名に対し5百万円（うち社外監査役2名に対し2百万円））。
6. 賞与額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23百万円（取締役5名に対し21百万円、監査役1名に対し2百万円）。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度の該当事項はありません。なお、当社は、2022年6月24日開催の第67回定時株主総会において第4号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合、当該決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して年次賞与（業績連動金銭報酬）を支給いたします。

その具体的算定方法には、短期業績との連動性を重視し、経営目標値と同一指標を用いるという理由から、当社グループの事業規模とターゲット市場における占有度を示す「連結売上高」および当社グループの経常的な収益力を表す「連結経常利益」を連結業績の目標達成度を測る指標に採用することとしており、当連結会計年度の実績は、連結売上高が110,120百万円、連結経常利益が7,120百万円です。当社の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づく各対象取締役の個人評価を加味して算定いたします。

当社では、役員の指名及び報酬決定に係る客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しておりますが、各対象取締役に対する年次賞与の支給額は、かかる指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項

当事業年度の該当事項はありません。なお、当社は、2022年6月24日開催の第67回定時株主総会において第4号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合、当該決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して非金銭報酬として、当社の譲渡制限付株式を支給いたします。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年6月24日開催の第67回定時株主総会において第4号議案「取締役（社外取締役を除く）に対

する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合、下記方針は本招集ご通知21頁に記載のとおり変更する予定です。

取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個々の取締役の報酬の決定に際して、各役位・職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と単年度業績等に応じて決定される賞与にて構成されており、経営の監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給しております。

また、株主の皆様と意識を共有し企業価値向上に向けた継続的インセンティブとなるよう株式累積投資制度を導入しており、各役位・職責に相応しい自社株式の取得及びその継続的な保有を行っております。

2. 基本報酬及び賞与の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、各役位・職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、毎月固定額を支給します。また、当社の取締役の賞与は、当社の単年度の業績をもとに決定し、毎年一定の時期に支給します。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬については、株主総会で承認された年間報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮し、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において決定しております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月25日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役を支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名 54百万円

(上記金額には、上記イ及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額である、取締役1名48百万円が含まれております。)

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係 (2022年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先と兼職の状況
取締役	神尾大地	神尾綜合法律事務所 所長
	宇佐美敦子	税理士法人山田&パートナーズ 社員
監査役	鈴木竹夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
	荒田和人	トモシアホールディングス(株) 常勤監査役 原田工業(株) 社外監査役

(注) いずれの法人等とも、当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	斎藤 政賢 (独立役員)	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当期開催の指名・報酬委員会全1回に出席し、客観的・中立的な立場で取締役会機能の強化と業務執行の監督等社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	神尾 大地 (独立役員)	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当期開催の指名・報酬委員会全1回に出席し、客観的・中立的な立場で取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
	宇佐美 敦子 (独立役員)	2021年6月25日就任以降に開催された当期取締役会13回のうち全ての回に出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当期開催の指名・報酬委員会全1回に出席し、客観的・中立的な立場で取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	鈴木 竹夫	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席し、また監査役会15回のうち全ての回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
	荒田 和人 (独立役員)	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席し、また監査役会15回のうち全ての回に出席しており、企業監査の豊富な経験や公認会計士としての知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。

「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。また、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。

コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理を行う。取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行にかかる重要な文書は、文書管理基準表に則り適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでもこれを閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険（リスク）を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

また、リスク管理委員会を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置し、審議した内容を取締役会に諮り決定することで、役員の名指・報酬に関する客観性、公正性を担保する。

また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき財務経理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス推進委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くものとする。この場合当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。前記にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払を行う。

⑨ 反社会的勢力に対する体制

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとする。

「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ コンプライアンス推進委員会において法令・社内規定等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、当社グループの役職員にコンプライアンス推進委員会が編集・発行した「コンプライアンス・ガイドブック」を配布するとともに社内イントラネットを通じて定期的に情報を発信し意識付けを行いました。さらに、コンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に継続して取り組みました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に監査を実施しました。監査の結果及び改善状況については、代表取締役に報告しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議、コンプライアンス推進委員会等の重要会議に出席し必要な意見を述べました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、1955年7月の創業以来、冷熱機器を中心とした設備関連機器とそれらの制御技術を提供する専門商社として、事業規模を拡大してまいりました。今後においても、設備機器やビルオートメーションシステムに関する技術力を発揮するとともに保守・メンテナンス事業を充実させ、総合的なサービスを提供できる体制の維持・拡充を図っていくことで、安定的な成長と企業価値の向上を目指す所存であります。このためには、専門的な知識や営業ノウハウを備え、当社の独自性を十分理解した者が、中長期的な視点によって経営を行っていくことが必要と考えております。

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家も交え、当該取得者の取得目的、提案内容等を、上記方針および株主共同の利益等に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第67期 2022年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	(46,231)
現金及び預金	7,836
受取手形、売掛金及び契約資産	23,863
電子記録債権	7,897
棚卸資産	3,733
未収入金	2,189
その他	771
貸倒引当金	△59
〔固定資産〕	(38,380)
(有形固定資産)	(17,528)
建物及び構築物	10,878
土地	8,721
リース資産	1,076
建設仮勘定	208
その他	801
減価償却累計額	△4,157
(無形固定資産)	(4,850)
のれん	2,641
ソフトウエア	1,930
ソフトウエア仮勘定	93
その他	185
(投資その他の資産)	(16,000)
投資有価証券	11,761
繰延税金資産	395
退職給付に係る資産	421
その他	3,500
貸倒引当金	△78
資産合計	84,611

科目	第67期 2022年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	(33,307)
支払手形及び買掛金	12,607
電子記録債務	6,979
短期借入金	5,490
1年内償還予定の社債	32
未払法人税等	1,281
賞与引当金	2,646
役員賞与引当金	37
その他	4,232
〔固定負債〕	(9,634)
長期借入金	6,763
繰延税金負債	963
役員退職慰労引当金	966
退職給付に係る負債	455
その他	486
負債合計	42,942
(純資産の部)	
〔株主資本〕	(36,750)
資本金	1,857
資本剰余金	2,081
利益剰余金	32,946
自己株式	△134
〔その他の包括利益累計額〕	(4,919)
その他有価証券評価差額金	4,924
為替換算調整勘定	△240
退職給付に係る調整累計額	234
純資産合計	41,669
負債純資産合計	84,611

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第67期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	110,120
売上原価	82,735
売上総利益	27,384
販売費及び一般管理費	21,087
営業利益	6,297
営業外収益	1,012
受取利息	2
受取配当金	214
仕入割引	353
為替差益	193
投資有価証券売却益	119
受取補償金	33
雑収入	94
営業外費用	189
支払利息	80
支払保証料	73
雑損失	36
経常利益	7,120
税金等調整前当期純利益	7,120
法人税、住民税及び事業税	2,358
法人税等調整額	37
当期純利益	4,724
親会社株主に帰属する当期純利益	4,724

連結株主資本等変動計算書

第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,857	2,081	29,397	△ 160	33,175
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△ 26	-	△ 26
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,857	2,081	29,370	△ 160	33,148
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,148		△ 1,148
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,724		4,724
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				26	26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,575	25	3,601
当期末残高	1,857	2,081	32,946	△ 134	36,750

	その他の包括利益累計額				純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に係る 調整累計額		その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	5,251	-		164	5,416	38,591
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 26
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,251	-		164	5,416	38,564
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,148
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,724
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 326	△ 240		70	△ 496	△ 496
当期変動額合計	△ 326	△ 240		70	△ 496	3,104
当期末残高	4,924	△ 240		234	4,919	41,669

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第67期 2022年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	(33,503)
現金及び預金	3,478
受取手形	1,082
電子記録債権	7,256
売掛金	3,622
完成工事未収入金	2,412
契約資産	10,658
棚卸資産	3,309
前払費用	89
未収入金	1,643
その他	8
貸倒引当金	△59
(固定資産)	(37,105)
(有形固定資産)	(12,289)
建物	7,249
土地	6,298
リース資産	937
建設仮勘定	40
その他	848
減価償却累計額	△3,085
(無形固定資産)	(2,157)
ソフトウエア	1,886
ソフトウエア仮勘定	93
その他	178
(投資その他の資産)	(22,658)
投資有価証券	10,449
関係会社株式	9,069
関係会社出資金	55
破産・更生債権等	13
長期預け金	2,469
前払年金費用	72
その他	606
貸倒引当金	△77
資産合計	70,609

科目	第67期 2022年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	(29,493)
支払手形	382
電子記録債務	6,978
買掛金	7,774
工事未払金	1,908
短期借入金	2,521
1年内返済予定の長期借入金	4,617
未払金	962
未払費用	253
未払法人税等	885
契約負債	1,234
賞与引当金	1,396
役員賞与引当金	23
その他	555
(固定負債)	(8,214)
長期借入金	6,099
退職給付引当金	17
役員退職慰労引当金	812
繰延税金負債	857
その他	426
負債合計	37,707
(純資産の部)	
〔株主資本〕	(28,669)
資本金	1,857
資本剰余金	2,048
資本準備金	1,829
その他資本剰余金	218
利益剰余金	24,898
利益準備金	183
その他利益剰余金	24,714
別途積立金	15,005
繰越利益剰余金	9,709
自己株式	△134
(評価・換算差額等)	(4,232)
その他有価証券評価差額金	4,232
純資産合計	32,901
負債純資産合計	70,609

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第67期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	85,280
商品売上高	60,837
完成工事高	24,400
売電事業売上高	43
売上原価	69,247
商品売上原価	53,025
完成工事原価	16,199
売電事業売上原価	22
売上総利益	16,033
販売費及び一般管理費	11,428
営業利益	4,604
営業外収益	1,071
受取利息	2
受取配当金	279
仕入割引	347
為替差益	194
投資有価証券売却益	119
不動産賃貸料	62
受取補償金	33
雑収入	32
営業外費用	183
支払利息	78
不動産賃貸原価	28
支払保証料	54
雑損失	22
経常利益	5,493
税引前当期純利益	5,493
法人税、住民税及び事業税	1,678
法人税等調整額	38
当期純利益	3,776

株主資本等変動計算書

第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	資本準備金	利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,857	1,829	218	2,048	183	13,005	9,108	22,297	△ 160	26,042
会計方針の変更による累積的影響額							△ 26	△ 26		△ 26
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,857	1,829	218	2,048	183	13,005	9,081	22,270	△ 160	26,015
当期変動額										
別途積立金の積立剰余金の配当						2,000	△ 2,000			-
当期純利益							△ 1,148	△ 1,148		△ 1,148
自己株式の取得									△ 0	△ 0
自己株式の処分									26	26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,000	627	2,627	25	2,653
当期末残高	1,857	1,829	218	2,048	183	15,005	9,709	24,898	△ 134	28,669

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,561	30,603
会計方針の変更による累積的影響額		△ 26
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,561	30,577
当期変動額		
別途積立金の積立剰余金の配当		△ 1,148
当期純利益		3,776
自己株式の取得		△ 0
自己株式の処分		26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 329	△ 329
当期変動額合計	△ 329	2,324
当期末残高	4,232	32,901

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

東テク株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 居 伸 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 瀬 美智代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東テク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東テク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

東テク株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新居 伸浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬 美智代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東テク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

東テック株式会社 監査役会

常勤監査役 市川 勝 ㊞

社外監査役 鈴木 竹夫 ㊞

社外監査役 荒田 和人 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東テックグループ本社10階

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 TEL 03-6632-7000

交通

- ① JR総武快速線「新日本橋駅」5番出口より徒歩3分
- ② 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」A9番出口より徒歩7分
- ③ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」3番出口より徒歩4分



東テックグループ本社



株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。